居宅療養管理指導 重要事項説明書

医療法人社団聖心会阪本病院

居宅療養管理指導事業所重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0879-25-1121 (9:00~18:00)

担 当 宮﨑 暁、安部 徹

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅療養管理指導事業所の概要

① 居宅療養管理指導事業所の指定事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名 阪本病院居宅療養管理指導事業所

所 在 地 香川県東かがわ市川東103番地1

介護保険事業者番号 0710306

サービス提供地域 東かがわ市・さぬき市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

② 同事業所の職員体制

管	理	者	1名(常勤	兼務)	事業所の管理と居宅療養管理指導の実施
					にあたる。
医		師	8名(常勤	兼務)	居宅療養管理指導の実施にあたる。
歯	科 医	師	1名(常勤	兼務)	居宅療養管理指導の実施にあたる。
歯	科衛生	士	2名(常勤	兼務)	居宅療養管理指導の実施にあたる。
事		務	2名(常勤	兼務)	必要な事務と苦情担当窓口

③ 営業時間

平日	午前9時~午後6時
土曜日	午前9時~午後6時
祝祭日・日曜日	休み
年 末 年 始	休み

※お急ぎの場合の電話対応は24時間行っております。

緊急電話番号 0879-25-1121

3. 居宅療養管理指導の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者からの申し込みがあった場合は、居宅介護サービス提供事業者に対して必要な助言と利用者若しくは家族に対して居宅介護での留意点や介護療養上の助言を行います。利用者若しくは家族から介護認定や区分変更の訴えがある場合は速やかに対応いたします。
- ② 居宅療養管理指導の提供に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、既に受けている居宅サービス等の環境の評価を通じて現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活ができるように支援する上で必要な助言や指導を行います。

- ③ 前号に規定する課題の把握に当たっては、利用者若しくは家族等から情報収集を行い又必要に応じて居宅を訪問いたします。この場合、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
- ④ サービス担当者会議の開催時には、可能な限り参加し、専門的な見地からの意見を述べます。参加できない時は、文書等で助言や指導を行います。

4. 利用料金

① 利用料

居宅療養管理指導費は利用者若しくはその家族等に対して居宅介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合や居宅介護サービス事業者に対して必要な情報提供を行った場合(利用者の同意を得て行うものに限る)、算定します。1ヵ月に2回までと定められています。

介護保険の適用がある場合は、下記単位表の単位×利用者の負担割合(介護保険負担割合証における)が利用者負担額となります。

居宅療養管理指導 単位表

日 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
	(1) 居宅療養管理指導費(I)			
	(在医総管等を算定していない場合)			
	① 単一建物居住者が1人	5 1 5 単位		
	② 単一建物居住者が2~9人	487単位		
医師	③ 単一建物居住者が10人以上	4 4 6 単位		
(月2回まで)	(2) 居宅療養管理指導費(II)			
	(在医総管等を算定している場合)			
	① 単一建物居住者が1人	299単位		
	② 単一建物居住者が2~9人	287単位		
	③ 単一建物居住者が10人以上	260単位		

(在医総管等=在宅時医学総合管理料および特定施設入居時等医学総合管理料) (<単一建物居住者>とは、当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、 当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指 定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者)

中山間地域等居住者サービス提供加算 加算対象地域は以下に記載 東かがわ市 五名、福栄 引田町全域 さぬき市 多和、大川町松尾

所定単位数の5%(1回につき)

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、一ヶ月あたり 上記単位の10割分の金額を頂き、当方からサービス提供証明書を発行いたします。 このサービス提供証明書を後日、市の窓口に提出しますと、払い戻しを受けること が出来ます。

② 交通費

前記2の①で定めるサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は、従業者がお伺いするための交通費の実費が必要となります。 なお、この場合の算定基準は、通常の事業実施地域とそれを越える地域との境界線 上を起点とします。

③ 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

④ その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

① サービスの利用開始

利用者若しくは家族等や担当の介護支援専門員から申出があれば、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

- ② サービスの終了
 - i. 利用者のご都合でサービスを終了する場合 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
 - ii. 当院の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅療養管理指導事業者をご紹介いたします。

iii. 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。

・利用者が亡くなられた場合

iv. その他

利用者やご家族などが当社の従業者に対して本契約を継続し難いほど の背任行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了 させていただく場合がございます。

6. 事故発生時の対応

- ① 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ② 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償 すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7. 当社の居宅療養管理指導事業の特徴等

- ① 運営の方針
- · 基本理念

要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように利用者及び家族並びに介護サービス事業者に指導や助言を行う事を目的とする。

・サービスの質の向上の為の方策

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に提供されるサービスが利用者の療養生活の質が向上出来るような指導及び助言を行います。又、市町村、老人介護支援センター、他の居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努め支援することを目的とする。

・事前の説明

居宅療養管理指導の提供の開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明 を行い、利用者の同意を得ます。

② 居宅療養管理指導の実施概要

利用者又は家族より相談があった場合は、利用者・家族に面接し、その意思を尊重 し、利用者にとって一番良い方法を指導・助言いたします。利用者及び家族に納得 いただけるまで、提案・説明させていただきます。

③ サービス利用のために

事 項	有 無	備考
居宅療養管理指導員の変更	有	変更を希望される方はお申出下さい。
居宅療養管理指導員の研修	有	年1回以上の職場研修。必要に応じ外部研修
契約後、利用者のご都合により、	無	前期4の③参照
解約した場合の解約料		
使用する契約書	有	独自に作成

8. サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談·苦情担当

当事業所の居宅療養管理指導に関するご相談・苦情を承ります。

 担 当 者
 宮崎 暁、安部 徹

 連絡電話番号
 0879-25-1121

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

9. 事業所の概要

所 在 地 定款に定めた事業

名称・法人の種別 医療法人社団聖心会 阪本病院 代表者役職・氏名 理事長 阪本 一樹 香川県東かがわ市川東103番地1 電 話 番 号 0879-25-1121

- 1. 病院経営
 - 2. 通所リハビリテーション
 - 3. 訪問看護
 - 4. 居宅療養指導管理
 - 5. その他これに付属する業務

居宅療養管理指導の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事 業 者

所在地 香川県東かがわ市川東 1 0 3 番地 1 名 称 医療法人社団聖心会 阪本病院 理事長 阪本 一樹 ⑪

説 明 者

所 属 居宅療養管理指導事業所

氏 名 安部 徹

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を 受けました。説明を受けた事について了承しました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所

(利用者代理人)

◆香川県介護保険担当窓口一覧

所 属 名	電 話 番 号	F A X番号
香川県健康福祉部長寿社会対策課		
保険者支援グループ	087-832-3270	087-806-0206
施設サービスグループ	087-832-3266 · 3268	087-806-0206
在宅サービスグループ	087-832-3269 · 3274	087-806-0206
介護人材グループ	087-832-3267 · 3275	087-806-0206

◆市町介護保険担当窓口一覧

	団 体 名		所 属 名	電話番号	F A X 番 号
高	松	市	介 護 保 険 課	087-839-2326	087-839-2337
丸	亀	市	高齢者支援課	0877-24-8807	0877-24-8914
坂	出	市	かいご課	0877-44-5090	0877-44-5028
善	通寺	市	高 齢 者 課	0877-63-6331	0877-63-6394
観	音 寺	市	高 齢 介 護 課	0875-23-3968	0875-23-3993
さ	ぬき	市	長 寿 介 護 課	0879-26-9904	0879-26-9948
東	かがわ	市	長 寿 介 護 課	0879-26-1360	0879-26-1361
=	豊	市	介 護 保 険 課	0875-73-3017	0875-73-3023
土	庄	町	健康福祉課	0879-62-7002	0879-62-8301
小	豆 島	町	高齢者福祉課	0879-82-7006	0879-82-1120
=	木	町	福祉介護課	087-891-3304	087-898-1994
直	島	町	住 民 福 祉 課	087-892-2223	087-892-3888
宇	多津	町	保健福祉課	0877-49-8003	0877-49-8026
綾	JII	町	健康福祉課	087-876-1113	087-876-3120
琴	平	町	住 民 福 祉 課	0877-75-6706	0877-75-6721
多	度 津	町	高齢者保険課	0877-33-4488	0877-33-2550
ま	んのう	町	福祉保険課	0877-73-0125	0877-73-0127

◆香川県国民健康保険団体連合会(県国保連)

郵便番号	住所	担当課	担当電話番号
760-0066	高松市福岡町2丁目3番2号	介護保険課	087-822-7453